

砥部町誌編さん委員会における公募委員の選考に関する要領

令和3年3月26日

砥部町告示第63号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町誌編さん委員会規則（令和3年砥部町規則第6号）第3条第1項第3号に規定する委員（以下「公募委員」という。）の選考について、砥部町附属機関等の委員の公募に関する要綱第8条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(委員数)

第2条 公募委員数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 応募日現在で20歳以上の者で町内に在住する者
- (2) 平日に年6回程度開催する砥部町誌編さん委員会に出席できる見込みのある者
- (3) 応募日現在で砥部町の他の3以上の附属機関等の委員でない者
- (4) 砥部町の議会議員、行政委員会の委員及び町職員でない者

(公募の方法)

第4条 委員の公募にあたっては、広報紙や町ホームページに掲載して広く周知する。

- 2 応募者は、砥部町誌編さん委員会「公募委員」応募用紙（様式第1号）に必要事項を記入して、募集期間内に持参するか、郵送、ファクス又は電子メールで提出するものとする。

(選考会)

第5条 公募委員の候補者を選考するため、砥部町誌編さん委員会公募委員選考会（以下「選考会」という。）を置くものとする。

- 2 選考会は、教育長、総務課長、社会教育課長をもって構成する。
- 3 選考会は、必要に応じ、教育長が招集する。
- 4 選考会の事務局は、社会教育課に置く。

(選考基準)

第6条 公募委員は、砥部町誌編さん委員会「公募委員」応募用紙に記載されている事項を選考基準（別表第1）により評価して、候補者を選考する。選考に当たっては、必要に応じて面接を行うものとする。

(選考結果の通知)

第7条 選考結果は、応募者全員に通知する。

(応募用紙の取扱い)

第8条 応募用紙に記載されている個人情報、公募委員の募集や選考のために使用するもので、その目的以外に利用しないものとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1 選考基準（第 6 条関係）

選考会各委員が応募者の応募書類について審査する。

町誌編さん委員会の職務内容に適合する意見を持つ者の中から、次表の評価項目に従い、採点し、得点合計の上位者の中から公募委員を選考する。

得点合計が同点の場合は、会長が抽選をして、候補者の順位を決定する。

審査員 3 人の得点合計が 45 点（満点 90 点）に満たない場合は、候補者として推薦しない。

区分	審査員 1 人 当たり配点	審査のポイント
性別	3 点	公募委員を除いた委員候補者に、女性が 3 割以上確保できていないとき、 女性に… 3 点
生年月日	3 点	公募委員を除いた委員候補者に 10 歳区分に分けた同世代がいらないとき… 3 点 10 歳区分に分けた同世代が 1 人しかいないとき… 1 点
年齢	3 点	30 歳未満… 3 点 40 歳未満… 2 点 60 歳未満… 1 点
職業	3 点	①町議会議員、町行政委員会委員、町職員…失格 ②上以外の公務員… 1 点 ③上の①②以外… 3 点
現在、あなたが選任 （応募）されている 他の附属機関等	3 点	ない。… 3 点 1 つある。… 1 点 3 つ以上ある。…失格
砥部町誌編さんに対する意見や応募の動機など	1 5 点	①砥部町誌の編さんに対して意欲や熱意がとても感じられる。… 5 点、感じられる。… 3 点 ②論理に一貫性があり、まとまっていてとてもわかりやすい。… 5 点、わかりやすい。… 3 点 ③応募動機が特に優れている。… 5 点、優れている。… 3 点
合計	3 0 点	

様式第1号（第4条関係）

砥部町誌編さん委員会「公募委員」応募用紙

申込日 年 月 日

砥部町誌編さん委員に次のとおり応募します。

ふりがな		性 別	男・女
氏 名			
生年月日	年 月 日生	職 業	
住 所 (連絡先)	〒 ー 砥部町 番地 電話番号 ー ー		
現在、あなたが選 任（応募）されて いる他の附属機関 等の名称	1..... 2..... 〔※3以上選任（応募）されている人は応募できません。〕		
砥部町誌編さんに 対する意見、提言 や応募の動機など			

1 「性別」「生年月日」「職業」欄は、幅広い年齢層、分野、性別から委員を選任するために記入していただくものです。

【問合せ先及び申込先】

〒791-2120 砥部町宮内1369番地 中央公民館2階 社会教育課文化スポーツ係
TEL089-962-5952 FAX089-962-7511 メール095shakai@town.tobe.ehime.jp

(注) 記入していただいた氏名や住所などの個人情報、公募委員の選考のために使用するもので、その目的以外には利用しません。